

ちよだアークスクエア募集要項
(第2期募集)

平成26年1月

千代田区

目次

募集の趣旨	2
1 ちよだアートスクエア運営団体募集の目的	3
2 提案募集の主催者	3
3 ちよだアートスクエアの目的、基本方針	3
(1) ちよだアートスクエアの位置づけ	
(2) ちよだアートスクエアの目的	
(3) ちよだアートスクエアの基本方針	
(4) ちよだアートスクエアの対象	
4 設置場所(貸付物件)及び利用条件について	5
(1) 設置場所	
(2) 物件概要	
(3) 使用エリア他利用条件	
5 運営方法・条件	8
(1) 運営事業の概要	
(2) 運営団体の行う事業内容	
6 応募関係	10
(1) 団体の条件	
(2) 運営団体決定までのスケジュール	
7 運営団体の選出方法	15
(1) 運営団体の選出方法	
(2) 審査基準	
8 運営事業提案書の内容について	16
9 その他	19
(1) 提案に際して	
(2) 区との関係	
(3) 運営団体決定後、オープンまでのスケジュール	
《資料》	
資料1 H22年改修後の旧練成中学校平面図及びフロア使用状況	
資料2 ちよだアートスクエア構想の提言	
資料3 ちよだアートスクエア(仮称)の設置について	
資料4 エネルギー等使用料一覧表・主な保守点検項目	
資料5 旧練成中学校 体育館使用区分	
資料6 備品・設備残置撤去一覧表	

募集の趣旨

千代田区では、平成16年3月に策定した「千代田区文化芸術基本条例」に基づく文化芸術の施策を、総合的かつ計画的に推進するため、平成17年1月に「千代田区文化芸術プラン」を、平成22年4月に「千代田区文化芸術プラン(第二次)」を策定し、文化芸術のエネルギーあふれる魅力あるまちづくりを推進している。

ちよだアートスクエアは、この文化芸術プランにおける重点プロジェクトとして、平成17年から18年の「ちよだアートスクエア検討会」、および平成19年の「ちよだアートスクエア実施委員会」において検討が重ねられ、平成19年12月に、ちよだアートスクエア実現に向け取りまとめた答申「ちよだアートスクエアの設置について」が、千代田区長に提出され、これらに基づきプロポーザル方式により事業者を公募し、平成22年6月より旧練成中学校において「アーツ千代田3331」として実現しているところである。

現在の事業者との契約期間が平成27年1月末をもって切れるため、その後の運営者を改めて、公募によるプロポーザル方式で募集する。

この要項は、ちよだアートスクエアの設置に向け、設置場所や期間、運営方法、運営団体の募集方法や提案すべき事項などを取りまとめたものである。

1 ちよだアートスクエア運営団体募集の目的

下記のちよだアートスクエアの目的、基本方針に基づいて、ちよだアートスクエア事業の企画提案を募り、この施設における文化芸術事業の実施及び施設の一括管理を行う運営団体を選定するものである。

選定された運営団体が、千代田区と普通財産賃貸借契約を締結した上で、旧練成中学校の土地および建物を借り受け、これを使用し、提案した運営事業を実施するものである。

《千代田区が所有する地方自治法第 238 条に基づく普通財産である旧練成中学校の土地および建物を活用した、民設民営事業》

2 提案募集の主催者

千代田区(以下、本要項で「区」という)

3 ちよだアートスクエアの目的、基本方針

(1) ちよだアートスクエアの位置づけ

平成 16 年 3 月に制定された千代田区文化芸術基本条例の前文には、「文化芸術を通じて、誰もが自らの暮らしの主人公として豊かな生活を実現し、楽しさや優しさの溢れる美しい千代田区を創る」という制定の理念が掲げられ、「保存し伝える」「創る」「育てる」、この3つを重点目標として、施策を企画し、実施するものとした。

これを受けて、平成 17 年 1 月に策定した「千代田区文化芸術プラン」、平成 22 年 4 月の「同プラン(第二次)」では、ちよだアートスクエアを重点プロジェクトと位置づけ、文化芸術活動の場所や発表の機会を提供するなど、新たな文化芸術の拠点施設として、区民等の自主的で独創的な文化芸術活動を支援・推進するものとした。

(2) ちよだアートスクエアの目的

「生活の質を高める」

文化芸術は、人々の生活の質を高めるために重要な役割を果たす。区は、文化的・歴史的に貴重な財産を多く持つことから、それらに関する情報を発信するとともに、有効に活用し、これにより人々のさまざまな自己表現の場や交流の機会を提供する。その結果、人々の生活の質を高める役割を果たすことが、アートスクエアの目的である。

さらに言えば、人々の交流を活発にすることによって地域における文化芸術活動の展開を促進するとともに、区内外の文化芸術を吸収して、地域をはじめ、広く国内外に発信する新たな区の文化芸術を創造する。加えて、地域の団体や企業、アート活動団体等が連携し、ネットワークの広がりを創ることで、将来の文化芸術を担う子どもたちを育て、文化芸術を鑑賞し、楽しむ人々の裾野を広げ、幅広い文化芸術の担い手を育成していく。そして、このプロセスを通して、区民が生活の豊かさを感じることができるようにしていくことを目的とする。

(3) ちよだアートスクエアの基本方針

ちよだアートスクエアの設置・運営に関する基本方針は以下の通りである。

- 運営への参画、利用の両面で区民等へ開放的な施設とする。
- 伝統文化と現代文化芸術の出会い場所とし、地域での新たな活動を誘発する拠点とする。
- 人々の興味を惹き、話題性を創出できるような明確な特徴を施設および事業に持たせる。
- 区民が参加できるイベント等を常に発信する。
- 区・地域との関連性を活かす。

(4) ちよだアートスクエアの対象

アートスクエアの対象は、アートスクエア区民とする。(区人口 54,005 人 平成 25 年 11 月 1 日現在 住民基本台帳／区昼間人口 819,247 人 平成 22 年 10 月 1 日 国勢調査)

「アートスクエア区民」とは

アートスクエアの対象は、区に、在住・在勤・在学する人々および観光客(外国人を含む)など、区とかわるすべての人々とする。

ちよだアートスクエア構想の提言 (平成 18 年 10 月 ちよだアートスクエア検討会)より

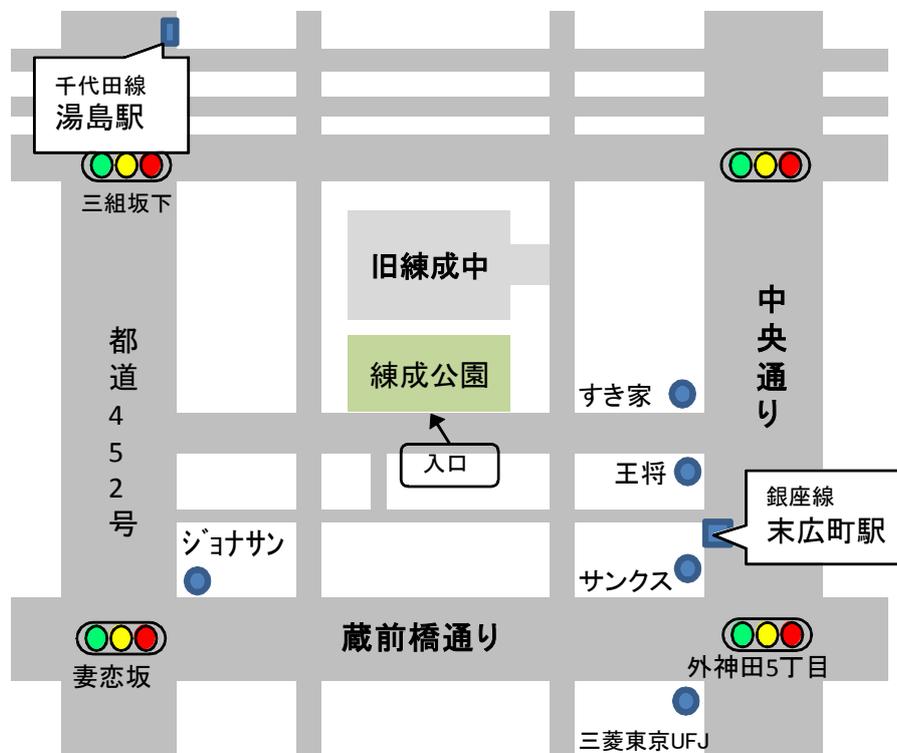
4 設置場所(貸付物件)及び利用条件について

(1) 設置場所

〒101-0021

東京都千代田区外神田 6-11-14

旧練成中学校 東京メトロ銀座線 末広町駅より徒歩 2 分



(2) 物件概要

名称	旧千代田区立練成中学校
所有者	千代田区
所在地	千代田区外神田 6-11-14
敷地面積	3,724.39 m ²
建物延面積	7,249.72 m ²
建築年	昭和 53 年
構造	RC 地下 1 階地上 3 階
建物用途	その他(アーツクエア)

※ 建物の一部に貸付除外部分がある。詳細は、後のページを参照すること。

■ 隣接公園(参考)

名称	千代田区立練成公園
所有者	千代田区
所在地	千代田区外神田 6-11-19
開園年月	昭和 6 年 1 月
面積	1,993.38 m ²

(3) 使用エリア他利用条件

1) 旧練成中学校における賃貸エリア

基本的に旧練成中学校の全館(地階から地上3階までの全フロアと屋上)を賃貸可能とする。

また、非常時及び平常時における以下の部分については、他施設への振替等が困難なため、区が継続して使用するものとし、運営団体への賃貸範囲から除外する。

➤ 災害発生時の全施設

旧練成中学校は、災害時の避難所として指定されているため、非常用倉庫の他、災害時には施設全体を区が利用できるものとする(これにより運営団体に発生した損害を区は賠償しないが、この間の貸付料は日割りにより免除する)。なお、区は災害時に避難所運営本部、医療スペース、要援護者生活場所を1階に設置し、避難生活者が、ギャラリー、コミュニティスペース、体育館、各教室等を使用することを、運営団体は了承することとし、運営団体と区は、災害時における避難所利用に関する計画を協議し、これに従うものとする。

また、運営団体は、消防法に基づいた防災組織を開館前に結成し、旧練成中学校避難所運営協議会が実施する避難所開設訓練に参加するものとする。

➤ 防災備蓄倉庫(地下)

災害対策用物品の保管等に使用するため、区の使用エリアとする。

➤ 体育館

体育館、シャワー室及び隣接するトイレについては、平日夜間および土曜日の全日を区利用時間帯としているため、区の使用エリアとするが、運営団体はその他の体育館が空いている時間帯を活用することができる。

※ 体育館等の日常清掃や鍵受け渡し等の管理は施設管理の一つとして運営団体が行うものとする。

※ 区利用時間帯の体育館の使用料は運営団体の収入とするため、その光熱水費を区は負担しない。

➤ 教室

2階の一教室は、区民会議室とし、区の使用エリアとする。使用教室は別添図参照のこと。

※ 区民会議室の日常清掃や鍵受け渡し等の管理は施設管理の一つとして運営団体が無償にて行うものとする。

2) 開館時期

原則として平成27年4月を開館予定とする。平成27年4月には当施設を開館させ、提案事業の運営を開始すること。但し、現運営団体が継続して使用する場合や改修工事等の都合で、これを変更する場合は区と協議すること。

3) 契約期間

旧練成中学校を活用してのちよだアートスクエアの設置の期間は平成32年3月末までとする。

ただし、運営団体が事業を適切に実施していない、区の設定した方針と異なる内容で事業運営をしているなど、運営団体として不適切と判断した場合は、契約解除できるものとする。なお、これにより運営団体に発生した損害を区は賠償しない。

また、契約終了時まで、建物の引き渡しを受けた時点の状態に原状回復を行うこと。但し、区が現姿引き渡しを要請した場合には、運営団体は自ら設置した備品等を撤去したうえで現姿引き渡しを行うこと。

4) 貸付料

旧練成中学校の貸付料は、月額1,433,096円とする。(1か月に満たない月は日割り計算とする。)なお、当該金額は5年間の賃貸借期間内でも変更する場合がある。区と運営団体は平成27年1月末までに普通財産賃貸借契約を締結する。

また、貸付料は、区が指定する期日までに支払うものとする(支払い時期および支払方法は、協議の上、決定する)。

なお、貸付料を指定期日までに支払わなかった場合には、上記の賃貸借契約書に定める延滞料を徴収する。

貸付料は、ちよだアートスクエアでの事業開始時より生じるものとし、工事期間中及び準備期間中の貸付料は免除する。(注:敷金は徴さない)

5) 備品・設備

原則として、施設は現況にて引き渡しとなるが、別紙資料6のとおり現在の運営団体の備品・設備は撤去されることに留意すること。

6) 施設管理

施設の維持管理は運営団体が行うものとする。但し一定の範囲内で区が費用を負担する。詳しくは、後記 5 運営方法・条件を参照のこと。

7) 施設名称

施設の名称は、運営団体の意見を参考に、区が命名する。

施設名称及び類似の名称の他の施設等での使用については、運営団体は区から事前に了承を得ること。

5 運営方法・条件

(1) 運営事業の概要

1) 運営形態

選定された運営団体が、区と普通財産賃貸借契約を締結した上で、旧練成中学校の土地および建物を借り受け、これを使用し、提案した運営事業を実施するものとする。必要な改修工事は、運営団体が自己の負担により行う。

2) 営利事業

ちよだアートスクエアの目的や基本方針に基づき、かつ文化芸術分野における事業であることを前提に、運営団体は、旧練成中学校を使用して、営利事業を行えるものとする。一方で、運営団体は、区の財源に頼らない独立採算を前提とし、事業運営を行う。

3) 自主事業

運営団体は、自主事業として、文化芸術に関わるさまざまなプログラムを対象施設で実施し、区民の交流や文化芸術の発展・発信を図る。

4) 運営管理

運営団体は、カフェやイベント・スペース／ギャラリー等の提案に含まれる機能の運営、入居者の選定や管理、文化芸術プログラムの企画や実施、施設の維持管理(建物の補修、清掃等を含む)、光熱水費の支払いなどをはじめ、ちよだアートスクエアに関わる全ての運営管理を行う。

5) 広報活動

運営団体は、当施設の広報活動も行う。

(2) 運営団体の行う事業内容

1) 旧練成中学校施設改修工事

改修工事が必要な場合、区に工事の内容を事前に協議の上自己の負担により実施すること。

2) 施設の管理(施設の維持管理および修繕)

➤ 施設の維持管理および修繕

清掃を含め、運営団体が行うものとし、施設内の空調などの設備もこれに含まれる。ただし、躯体に関わる箇所についての修繕および施設全体にかかわる大規模工事になるもの、区が使用する防災備蓄倉庫、区民会議室、体育館(シャワー室及び隣接するトイレを含む)に係る維持管理及び修繕(運営団体の利用により生じた破損によるものを除く)については引き続き区が行う。

➤ 経費の負担

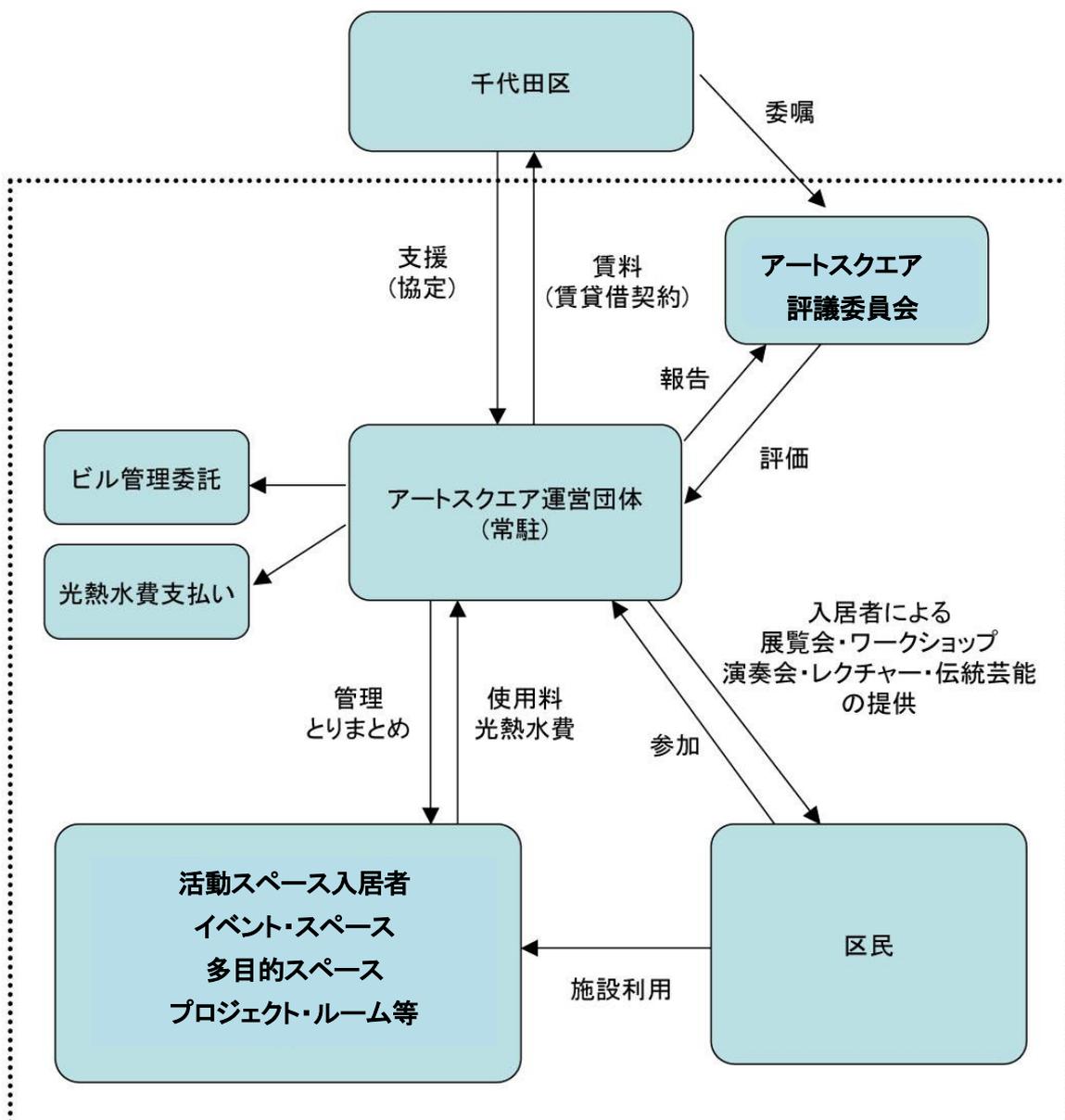
以下の①②につき、その費用は区が負担する。(限度額6,600,000円。但し日常清掃、光熱水費は除外する。負担の対象は運営団体の申請に基づき区が決定する)
①施設全体の法定検査・点検に関する費用 ②施設の維持管理・修繕経費(転貸部分等運営団体が専用的に使用する部分を除く)

➤ 適正な施設管理

施設の維持管理については、区が実施する施設点検結果で指摘された事項は解消を図ること。

- 3) 文化芸術プログラム(通年) (運営団体の自主事業、一部区より業務委託予定)
 有料プログラムについては、できる限り区民割引、優遇の制度を導入すること。
- 4) 光熱水費の支払い
 運営団体が光熱水費の支払いを行い、災害備蓄倉庫、区民会議室、体育館等(スポーツ開放等無償使用分に限る)に係る光熱水費については、その使用割合に応じて区がその費用を負担する。
- 5) 事業等の報告
 年1～3回程度開催されるちよだアートスクエア評議委員会に事業の実施計画、事業実績等について報告を行う。

運営方法の枠組み



6 応募関係

(1) 団体の条件

1) 応募資格

応募団体は、ちよだアートスクエアの目的、基本方針に基づいて、ちよだアートスクエアを運営するに足る十分な事業運営経験を備えた法人格を有する民間企業、もしくは特定非営利活動法人(NPO)とし、これらの条件に適合する複数の団体によって構成される連合体での応募も可能とする(この場合は代表団体を決め、応募すること)。

また、応募団体(連合体の場合は代表団体)は、文化芸術に関わる事業実績を有することを条件とする。文化芸術における事業実績とは、文化芸術振興基本法第8条に記載される分野での事業実績を指すものとする(文化芸術振興基本法第8条に明記されていない建築、デザイン、工芸も応用美術としてこれに含めるものとする)。なお、これらに定義されない分野に関しては、審査時に審査員が方針に適合するかどうか判断を行い、適切でないとは判断された場合は、選定外とする。

また、単一の応募団体もしくは連合体を構成するいずれの団体も、以下のいずれにも該当しないことを条件とする。また、以下に該当しない場合であっても、当該プロジェクトに著しく不適切と判断した場合は、選定外とする。

- 宗教または政治を主たる活動とする団体
- 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで、もしくはその執行を受けることがなくなるまでの者、または禁錮以上の刑に該当する犯罪により、公判に付せられ、判決確定に至るまでの者を代表とする団体
- 千代田区議会議員が代表者、その他の役員である団体
- 千代田区長または副区長が代表者、その他の役員である団体
- 区から補助金の交付を受けている団体
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団およびその利益となる活動を行う団体
- 経営不振の状態である団体(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てを行い、裁判所から再生計画が認可されていないとき、もしくは民事更生法に基づき更生手続開始の申立てを行い裁判所から再生計画が認可されていないとき等)

2) 申請応募書類等の返却

申請書類(CD 等を含む)は、理由の如何を問わず返却しない。

3) 重複申請の禁止

応募1法人(応募1連合体)につき1申請とし、いかなる団体も複数の申請はできない。

4) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容は、変更できない。

5) 虚偽記載をした場合の無効

提案書類に虚偽または不正があった場合は、無効とする。

6) 費用負担

応募に関して必要となる一切の費用は、応募団体の負担とする。

7) 追加書類の提出

区が必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることができるものとし、応募団体はこれに従うものとする。

8) 提供書類の目的外使用

区が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。

9) 応募書類の言語、単位等

応募書類等における言語は、日本語、通貨単位は日本円、単位はメートル法を使用することとする。

10) 提出書類の著作権等

応募者から提出された応募書類の著作権は応募者に帰属するものとする。

ただし、運営団体に選出された団体の応募書類の著作権については、区がその内容の公表が必要と認める場合において、その一部または全部を無償で使用できるものとする。

また、応募書類その他、区に提出された書類については、千代田区情報公開条例第2条第2項(平成13年千代田区条例第2号)に規定する公文書に該当することとなり、情報公開の請求がされた場合、同条例に従い開示するものとし、応募団体はこれを無償で承諾するものとする。

11) 事業の実施

選定された運営団体は、審査時に提案した事業を実施する義務を負うものとする。

選定後に提案とは異なる事業内容を区の許可を受けずに実施しようとした場合や、区が運営団体として不適切と判断した場合は、直ちに資格を取り消し、もしくは契約解除できるものとする。これにより発生した損害を区は賠償しない。

(2) 運営団体決定までのスケジュール(予定)

施設見学会参加申込み締め切り	平成 26 年 1 月 16 日(木)
施設見学会	平成 26 年 1 月 17 日(金)
応募申込書類の提出	平成 26 年 1 月 27 日(月)～2 月 28 日(金)
参加意向確認書類提出締め切り	平成 26 年 2 月 3 日(月)
質疑書提出期限	平成 26 年 2 月 3 日(月)
質疑書に対する回答	平成 26 年 2 月 14 日(金)
一次審査	平成 26 年 3 月中旬
二次審査(最終審査=プレゼン)	平成 26 年 3 月下旬
運営団体決定	平成 26 年 3 月下旬

(3) 事前説明会および施設見学会

以下の日程で、対象施設の見学を含む、事前説明会を行う。

下記以外の日程で施設を見学することはできないので、応募希望団体は必ず下記日程にて説明会に参加すること。

1) 開催日時、集合場所

平成 26 年 1 月 17 日(金) 14 時 00 分～16 時 00 分

旧練成中学校 1 階 コミュニティスペース

千代田区外神田 6-11-14

2) 参加申込方法

参加者氏名、参加者の所属する団体名、電話番号、FAX 番号、Eメール、参加人数を記載し、以下宛に FAX または Eメールにて期日までに申し込むこと。申込のための書式はありませんので、各自必要事項を記載の上、申し込むこと。

3) 申込期限

平成 26 年 1 月 16 日(木)

4) 申込先

千代田区役所 千代田区区民生活部文化スポーツ課 文化振興係

FAX03-3264-3988 Eメール bunkasupotsu@city.chiyoda.lg.jp

(4)参加意向確認書類および質疑書の提出

本件に応募する意向がある団体は、以下の要領で必要書類を提出すること。質疑書に対する回答は平成 26 年2月 14 日(金)までに、参加意向確認書を提出したすべての団体に回答する。

1) 受付期間

平成 26 年2月3日(月)まで
ただし、土・日・祝日を除く。

2) 提出書類および部数

- | | |
|-------------------|----|
| ① 参加意向確認票(様式 1) | 1部 |
| ② 応募団体概要書(様式 2) | 1部 |
| ③ 文化芸術活動実績書(様式 3) | 1部 |
| ④ 質疑書(様式 4) | 1部 |

3) 提出場所および提出方法

以下の事務局まで、郵送または持参すること。

千代田区役所 千代田区区民生活部文化スポーツ課 文化振興係
住所:〒102-8688 東京都千代田区九段南 1-2-1

※持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで。(土、日、祝日は除く)

※郵送の場合は、受付期間最終日の消印有効。

※様式1~4 は、区ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/bunka/bunka/bunkashisetu/boshu.html>

(5) 応募申込書類の提出

1) 受付期間

平成 26 年1月 27 日(月)から2月 28 日(金)まで

2) 提出書類および部数

- ① 応募申込書(様式 5) 1部

「様式 5」を用い、必要事項を記入した上で、応募団体の代表者の実印を押印すること。
複数の団体によって構成される連合体での応募の場合は、すべての団体に関わる必要事項を記入し、代表団体の代表者の実印を押印すること。

- ② 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類 1部

- ③ 代表者の印鑑証明書 1部

応募団体の代表者の印鑑証明書(提出日前3ヶ月以内に発行されたもの)を提出すること。複数の団体によって構成される連合体での応募の場合は、代表団体の代表者の印鑑証明書を提出すること。

- ④ 法人の登記事項証明書 1部
(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)
- ⑤ 身分証明書(代表取締役) 1部
- ⑥ 文化芸術活動実績書(様式3) 1部
参加意向確認票提出時に提出したものを再度提出すること。
- ⑦ 団体の決算書 1部
過去3年間の応募団体の決算書<<貸借対照表、損益計算書(又は収支計算書)、事業報告書、キャッシュフロー計算書(作成している場合)>>を提出すること。複数の団体によって構成される連合体での応募の場合は、すべての団体の決算内容を提出すること。
- ⑧ 事業税、消費税及び法人税又は所得税の納税証明書(又は課税証明書)
1部(最近1ヵ年分の証明書)
- ⑨ 運営事業提案書
10部(うち9部は団体の名前及び団体の名前を推測させる内容を除いた状態で作成すること)
A3横書き書式とし、以下を含んだ内容で5ページ以内とする。提案内容に関する詳細はP15の(2)審査基準を参照すること。
- 事業概要
 - 施設活用プラン
 - 事業運営方法
 - 改修工事計画(実施する場合)
 - 維持管理計画
 - 事業収支計画
 - 運営体制
 - 資金計画
 - 事業スケジュール

※ 上記の他、区が必要とする書類の提出を求める場合がある。

※ 様式5は、区ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/bunka/bunka/bunkashitsu/boshu.html>

3) 提出場所および提出方法

以下の事務局まで、事前に電話連絡の上、持参すること。

千代田区役所2階 千代田区区民生活部文化スポーツ課 文化振興係

住所: 〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

※午前9時から午後5時まで。(土、日、祝日は除く)

7 運営団体の選出方法

(1) 運営団体の選出方法

公募方式にて文化芸術に関わる事業実績を有する複数の民間会社もしくは NPO から提案を募集し、学識経験者や区民等で構成される「ちよだアートスクエア運営団体選定委員会」が応募団体の提案を審査し、選定を行う。審査の手順は以下の通りである。

1) 一次審査

提出された書類により審査を行い、原則として複数団体を選出する。選出された団体は、二次審査にて、プレゼンテーションを行う。一次審査の結果は、速やかに全ての応募団体に通知する。

2) 二次審査(最終審査)

一次審査にて選出された団体は、審査員に対し、提案内容のプレゼンテーションを行う。

3) 審査結果の通知および公表

二次審査では団体を評価し、順位を決定するものとし、最高順位の団体が契約に向けて区との協議を行う。最高順位に選出された運営団体が何らかの理由により、運営できなくなった場合、次順位以降の団体を順次繰り上げ、協議を行うものとする。審査の結果は、決定団体に通知するとともに、区ホームページで公表する。

(2) 審査基準

一次および二次審査では、以下の事項を総合的に審査する。

なお、提案内容は、ちよだアートスクエア募集要項(第2期募集)に基づいたものが好ましいが、要項との適合性によってのみ審査するのではなく、要項よりも優れた提案の場合は、これらと大きな食い違いがあっても、採用する場合があるものとする。

また、優れた事業収支計画であっても、本計画の方向性にそぐわないと判断した場合は採用せず、あくまでも以下の事項を総合的に審査する。

- 1)文化芸術活動の実績およびクオリティ
- 2)応募団体の運営能力、および提案内容の実現性
- 3)提案内容の斬新さ、オリジナリティ
- 4)区民の交流機能や情報発信機能に関わる提案の内容とその有用性
- 5)提案内容の採算性(事業収支面で問題がなく、継続して活動が可能か)

8 運営事業提案書の内容について

(1) 事業概要

参加団体は、対象施設である旧練成中学校を用いて、文化芸術分野におけるどのような事業を展開するか、その事業の概要を提案すること。なお、事業概要には以下の内容を含めること。

■提案内容に含むべき点

- 1) 事業の運営方針、および事業の概要
- 2) 実施する文化芸術プログラム
 - ・現代アートのプログラム
 - ・区の持つ伝統的文化の振興・継承のプログラム
 - ・区民向けのプログラム(アウトリーチプログラムを含むこと)
 - ・障害者支援アートのプログラムとしてどのようなプログラムを行うかを記載すること。
- 3) 事業によって期待される効果
- 4) 経営理念(収益が生じた場合の社会貢献等について)

(2) 施設活用プラン

参加団体は、ハード面(旧練成中学校の施設改修)およびソフト面(開館後に旧練成中学校をどのように使用するか)に関する提案を以下の点に留意し行うこと。

■ハード面での施設活用プラン

既存施設の利活用について、提案すること。特に屋上菜園及びカフェをどのようにするのか提案すること。(なお現在のカフェの調理設備はテナントの所有である。退去する場合は撤去される。)

応募団体は、施設の改修を行う場合はその改修内容を提案すること。

現在の施設に付属する設備のうち、現在の運営団体が設置したエアコン、WiFi 等のインターネット回線他の設備については、撤去される前提で計画すること。

練成公園が施設のメインエントランスであるため、区の許可を受け、公園入口に施設の案内看板を設置すること。

*留意すべき点

- 1) 改修が必要と思われる箇所がある場合は、改修費用は運営団体の負担とする。契約解除を含む事業の終了時の改修部分の区への買い取り請求はできないものとし、原則として改修部分は原状回復を行うものとする。
- 2) 運営団体が改修工事を実施する時には、事前に区および関係機関と改修工事に関する協議、調整を行うこと。
- 3) 音楽の練習等に使用し、近隣に音が漏れる可能性がある場合は、防音対策を行うものとし、近隣から騒音等のクレームが出ないよう配慮すること。屋上の音楽イベント等での利用は原則として

不可とする。

- 4) 関係法令等の確認および関係機関の指導を受けること。
- 5) 貸付建物の構造および躯体に重大な影響を与えるような改修はできない。
- 6) 計画を立て、項目ごとに概算金額を積算すること。
- 7) 応募にあたっては、改修内容・方法等について事前に関係機関への確認等を行い、改修の実現性を見極めた上、提案すること。
- 8) グリーン・アート・スペース(事業提案にグリーン・アート・スペースが含まれる場合)設置による建物への影響(荷重・防水・排水)を確認し、検討すること。
- 9) 改修工事に伴う近隣関係住民への事前周知と工事中のクレーム対応等はすべて運営団体側が行うこと。
- 10) 天災地変等による損害に対しては、区は一切賠償を行わないこととする。
- 11) 事業開始後に修繕や諸設備の改修などが必要となった場合も、事前に区の承諾を得た上で、運営団体の自己負担にてこれらを行うものとする。
- 12) 区は、地球温暖化対策条例を制定し、温暖化対策を推進している。提案に際しては、環境負荷面での影響についても配慮すること。

■ソフト面での施設活用プラン

旧練成中学校の施設をどのように使用し、事業運営を行うか提案すること。なお、応募団体は、ちよだアートスクエア募集要項(第2期募集)に基づいた事業提案を行うことが好ましいが、更に優れた事業提案となる可能性がある場合は、これらの機能構成を変更し、提案しても良いものとする。また、各機能の名称についても、運営団体が自由に設定して良いものとする。ソフト面での施設活用プランには以下の内容を含めること。

- 1) 活動スペースやプロジェクト・ルームとして使用する場所とその機能
- 2) イベント・スペースやギャラリーとして使用する場所とその機能
- 3) アート・カフェとして使用する場所(事業提案にカフェが含まれる場合)とその機能
- 4) グリーン・アート・スペースとして使用する場所(事業提案にグリーン・アート・スペースが含まれる場合)とその機能
- 5) 多目的スペースとして使用する場所(事業提案に多目的スペースが含まれる場合)とその機能

(3) 事業運営方法

「事業概要」および「施設活用プラン」において提案した内容を、どのように運営するかを提案すること。なお、事業収支計画には以下の内容を含めること。

- 1) 活動スペース、プロジェクト・ルームにおける入居者の選定方法および条件、管理方法
- 2) イベントスペース/ギャラリーにおける利用者の選定方法および条件、管理方法
- 3) アート・カフェの運営方法(事業提案にカフェが含まれる場合)
- 4) グリーン・アート・スペースの運営方法(事業提案にグリーン・アート・スペースが含まれる場合)
- 5) 多目的スペースの運営方法(事業提案に多目的スペースが含まれる場合)

- 6) 施設(日常清掃、日常の開館閉館などの施設管理、定期的な施設維持管理など)の管理方法。
日常清掃については、その内容と頻度を記載すること。

(4) 事業収支計画

提案した事業全体の収支計画を提示すること。なお、事業収支計画には以下の内容を含めること。

- 1) 活動スペースやプロジェクト・ルームなどを利用する入居者、利用者への賃貸想定額と想定収入額
- 2) カフェにおける収支計画(事業提案にカフェが含まれる場合)
- 3) イベント・スペース/ギャラリーにおける収支計画(事業提案にイベント・スペース/ギャラリーが含まれる場合)
- 4) グリーン・アート・スペースにおける収支計画(事業提案にグリーン・アート・スペースが含まれる場合)
- 5) 多目的スペースの収支計画(事業提案に多目的スペースが含まれる場合)
- 6) 文化芸術プログラムの企画実施にかかる想定収支額(特に区民向けプログラム及び区の持つ伝統的文化の振興・継承、障害者支援アートのプログラムについては別記すること)
➤ (参考)
平成 25 年度において区は運営団体に対し
障害者支援アート事業 6, 000, 000円
アーティスト・イン・レジデンス事業 2, 000, 000円 の事業委託を行った。
- 7) 施設の維持管理にかかる想定支出額

(5) 運営体制

提案した事業を運営する運営体制を提示すること。なお、複数の団体により運営する場合は運営体制には以下の内容を含めること。

- 1) 事業全体の統括運営をどの団体が行うか。
- 2) 活動スペースやプロジェクト・ルームの入居者、利用者の管理をどの団体が行うか。
- 3) カフェの運営をどの団体が行うか。(事業提案にカフェが含まれる場合)
- 4) イベント・スペース/ギャラリーの運営をどの団体が行うか。(事業提案にイベント・スペース/ギャラリーが含まれる場合)
- 5) グリーン・アート・スペースの運営をどの団体が行うか。(事業提案にグリーン・アート・スペースが含まれる場合)
- 6) 多目的スペースの運営をどの団体が行うか。(事業提案に多目的スペースが含まれる場合)
- 7) 施設管理(日常清掃、日常の開館閉館などの施設管理、定期的な施設維持管理など)を誰が行うか。

(6) 事業スケジュール

開館後の1年間を想定した事業スケジュールを提示すること。

なお、事業スケジュールは、区民が参加できる文化芸術プログラムを1年間の中で、どの時期に何回程度行うかが分かる大まかなスケジュールとし、プログラム開催期日の詳細などは記載する必要のないものとする。

9 その他

(1) 提案に際して

1) 本件事業は、本区の平成27年度予算における関連予算の成立をもって実施するものであり、万一、予算が成立しなかった場合には実施しない。

その他いかなる事情によって、区が本件事業を実施しないことを決定した場合であっても、そのことにより生じた応募者の損害は賠償しない。

2) 本プロポーザルへの応募団体は、ちよだアートスクエア構想の目的、基本理念を把握するために以下の資料を参照した上で、事業提案を行うこと。

- 1) 平成 22 年4月 「千代田区文化芸術プラン(第二次)」
- 2) 平成 18 年 10 月 ちよだアートスクエア検討会提言「ちよだアートスクエア構想の提言」
- 3) 平成 19 年 12 月 ちよだアートスクエア実施委員会答申「ちよだアートスクエアの設置
について」

(2) 区との関係

1) 区は、運営団体に対し、文化芸術プログラムを実施するよう一部の事業について予算の範囲内で業務委託を行うことを予定している。

2) 本施設につき、区は民設民営の施設であることを尊重し、運営団体は区の事業の具体化であることを尊重し、互いに連絡を密に行うこと。

3) アートスクエア事業は区の事業であることから、事業運営等に関し運営団体に対し幅広い資料請求を行うことが想定されるので、それへの対応をすること。また、各地から視察の依頼があるので、区を経由した視察には無償にて協力すること。

区事業で施設を使用する際は、無償で使用可とすること。同様に、地元町会及び同中学校同窓会が施設を使用する際も無償で使用可とすること。

(3)運営団体決定後、オープンまでのスケジュール

ちよだアートスクエアのオープンまでのスケジュールは以下の通りである。

年 月	スケジュール
26.3	運営団体の決定
26.4-27.1	(必要な場合)建物の改修設計(運営団体) 工事協定、事業協定
~27.1 末	普通財産賃貸借契約
27.2~	(必要な場合)建物の改修工事(運営団体)
27.4	ちよだアートスクエアオープン(運営団体) 入居者等利用開始(運営団体) オープニングイベント実施(運営団体)